

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和6年12月5日(2024.12.5)

【国際公開番号】WO2023/189418

【出願番号】特願2023-537268(P2023-537268)

【国際特許分類】

C 2 5 D 7/00(2006.01)

C 2 5 D 5/12(2006.01)

C 2 5 D 5/48(2006.01)

C 2 5 D 5/50(2006.01)

C 2 2 C 5/06(2006.01)

H 0 1 R 13/03(2006.01)

10

【F I】

C 2 5 D 7/00 H

C 2 5 D 5/12

C 2 5 D 5/48

C 2 5 D 5/50

C 2 2 C 5/06 C

H 0 1 R 13/03 D

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月19日(2023.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

導電性基材と、

前記導電性基材の表面の少なくとも一部に設けられる銀を含む銀含有層とを備える電気接点材料であって、

前記電気接点材料の断面において、前記銀含有層の、平均GOS値は1.00°以下であり、かつ1.00°以上のKAM値の割合は20%以上である、電気接点材料。

【請求項2】

前記銀含有層における平均結晶粒径は0.2μm以上2.0μm以下である、請求項1に記載の電気接点材料。

【請求項3】

前記銀含有層は、純銀層である、請求項1に記載の電気接点材料。

40

【請求項4】

前記銀含有層の平均厚さは0.5μm以上5.0μm以下である、請求項1に記載の電気接点材料。

【請求項5】

前記導電性基材と前記銀含有層との間に、ニッケルまたはニッケル合金からなる中間層をさらに備える、請求項1に記載の電気接点材料。

【請求項6】

前記中間層の平均厚さは0.01μm以上3.00μm以下である、請求項5に記載の電気接点材料。

【請求項7】

50

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の電気接点材料を用いて作製された接点。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の電気接点材料を用いて作製された端子。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の電気接点材料を用いて作製されたコネクタ。

10

20

30

40

50